

## 上下水道料金等審議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
大学教授	沖縄国際大学	准教授	平 剛	
事業団教授	日本下水道事業団 研修センター	教授	加藤 壮一	
商工会	宜野湾市商工会	会長	福里 清孝	
自治会長会	宜野湾市 自治会長会	会長	森田 進	
女性団体連絡 協議会	宜野湾市女性団体 連絡協議会	会長	波平 道子	
消費者生活相談員	特定非営利活動法人 消費者センター沖縄 (沖縄県受託者)	消費生活 相談員	宮城 恵美子	

宜野湾市上下水道局管理規程第 1 号

宜野湾市上下水道料金等審議会規程を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

宜野湾市上下水道事業管理者  
上下水道局長 島袋 清松

宜野湾市上下水道料金等審議会規程

宜野湾市上下水道料金等審議会規程を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、宜野湾市上下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、宜野湾市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）の諮問に応じて、本市の水道料金及び下水道使用料について検討及び審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、事業管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者代表
- (3) 各種団体又は法人等の関係者
- (4) その他事業管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

3 事業管理者は、委員に欠員が生じた時は、随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局総務企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

宜野湾市水道料金体系表

用途・種別	基本料金(1月につき)		超過料金1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金	
家庭用	使用水量 8m <sup>3</sup> まで	950円	9m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 180円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 190円 31m <sup>3</sup> 以上 200円
営業用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	1,700円	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 210円 31m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 230円 101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 250円 501m <sup>3</sup> 以上 270円
浴場営業用	1m <sup>3</sup> につき 105円		
官公署その他団体用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	1,800円	11m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 230円 101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 260円 501m <sup>3</sup> 以上 290円
臨時用	1m <sup>3</sup> につき 480円		
私設消火栓用	1個1回20分以内につき 2,000円		
連合専用	1戸あたりの料金は家庭用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		

宜野湾市下水道使用料体系表

用途・種別	基本料金(1月につき)		超過料金1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金	
一般汚水	使用水量 8m <sup>3</sup> まで	500円	9m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 70円 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 80円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 92円 101m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup> 102円 301m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 112円 501m <sup>3</sup> ～1000m <sup>3</sup> 135円 1001m <sup>3</sup> 以上 140円
浴場業汚水	1m <sup>3</sup> につき 47円		
連合専用	1 1戸あたりの使用料については、一般汚水を適用する。 2 使用料算定の基礎となる水量は各戸均等に使用したものとみなす。		

※上記各体系表より算出して得た水道料金及び下水道使用料の額に消費税等相当額を加える。

# 宜野湾市上下水道事業経営戦略

**【水道事業の基本理念】**  
**－ 市民を支える安心・安全な命の水を未来へ －**

1. 経営の健全性		2. 老朽化の状況	
① 経常収支比率 (%)	= 114.67	① 有形固定資産減価償却率 (%)	= 47.28
② 累積欠損比率 (%)	= 0.00	② 管路経年化率 (%)	= 2.13
③ 流動比率 (%)	= 785.90	③ 管路更新率 (%)	= 2.38
④ 企業債残高対給水収益比率 (%)	= 15.07		
⑤ 料金回収率 (%)	= 109.90		
⑥ 給水原価 (円)	= 171.03		
⑦ 施設利用率 (%)	= 78.68		
⑧ 有収率 (%)	= 95.81		

事業	施策	事業費
配水基幹新設事業	送配水機能の強化を目的とした新たな基幹管路の整備	約25億円
老朽管更新・耐震化事業	老朽化した基幹管路、未ライニング鑄鉄管の更新・耐震化	約113億円
開発区域新設事業	給水区域の拡大、給水人口・量増加に伴う配水施設の整備	約18億円

財政シミュレーション

ステップ 1 施設整備 : 国庫補助と単独費用で実施 企業債 : 利用しない 料金改定 : 現行のまま	収益的収支では、今後も利益がありますが、資本的収支では、資金不足になることが予想される。
--	--



ステップ 2 施設整備 : 国庫補助と単独費用で実施 企業債 : 活用する 料金改定 : 現行のまま	収益的収支では、今後も利益があります。資本的収支では、必要な時期に最小限の企業債を活用することで、経営の健全化を維持できます。
---	---

**【下水道事業の基本理念】**  
**－ 健全な経営と持続可能な安定処理 －**

1. 経営の健全性		2. 老朽化の状況	
① 収益的収支比率 (%)	= 83.85	① 有形固定資産減価償却率 (%)	= -
② 累積欠損比率 (%)	= -	② 管路経年化率 (%)	= -
③ 流動比率 (%)	= -	③ 管路更新率 (%)	= 0.34
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	= 720.49		
⑤ 経費回収率 (%)	= 70.74		
⑥ 汚水処理原価 (円)	= 114.32		
⑦ 施設利用率 (%)	= -		
⑧ 水栓化率 (%)	= 80.42		

事業	施策	事業費
汚水整備事業	未普及地区の公共下水道の整備	約7.3億円
雨水整備事業	浸水対策・社会資本の整備	約18.3億円
キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)	跡地利用計画	約17.9億円
改築更新事業	中継ポンプ場施設更新	約27.3億円
	管路施設改築更新	約205億円

財政シミュレーション

ステップ 1 施設整備 : 国(県)補助、単独費用、企業債で実施 一般会計繰入金 : 基準内及び基準外を活用 使用料改定 : 現行のまま	収益的収支では、今後も利益がありますが、一般会計繰入金は現状と変わりません。
---	--



ステップ 2 施設整備 : 国(県)補助、単独費用、企業債で実施 一般会計繰入金 : 雨水事業のみを活用 使用料改定 : 現行のまま	一般会計繰入金は大きく減少しますが、収益的収支では資金不足、資本的収支では資金残高が不足します。
---	--



ステップ 3 施設整備 : 国(県)補助、単独費用、企業債で実施 一般会計繰入金 : 汚水の基準内・雨水事業のみを活用 使用料改定 : 現行のまま	収益的収支で資金不足となり、収益的収支では、将来は資金残高不足と予想される。
--	--



ステップ 4 施設整備 : 国(県)補助、単独費用、企業債で実施 一般会計繰入金 : 汚水の基準内・雨水事業のみを活用 使用料改定 : 料金を上げる	現行の使用料から10円程度の引上げにより、利益が生じ、一般会計繰入金も大きく減少させることができる。また、資本的収支においても資金残高が不足することはない。
---	--

上下水道事業の効率化・経営健全化の取り組み		
【組織、人材、定員、給与】	【業務委託、ノウハウの活用】	【その他経営基盤の強化】
◇ 人材の確保・育成 ◇ 職員給与の適正化	◇ 包括的業務委託 ◇ シルバー人材の活用	◇ 企業環境の整備 ◇ 新技術の活用 ◇ 情報通信技術の整備 ◇ 資産の有効活用

令和元年度 宜野湾市上下水道料金等審議会スケジュール(案)

資料5

	開催日	審議内容	備考
第1回	6月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長、副会長選出</li> <li>・諮問書手交</li> <li>・本市水道料金並びに下水道使用料の体系について</li> <li>・宜野湾市上下水道事業経営戦略について</li> </ul>	
第2回	7月8日(月)	【諮問内容審議①】	
第3回	8月5日(月)	【諮問内容審議②】	
第4回	9月9日(月)	【諮問内容審議③】	
第5回	9月30日(月)	・答申書手交(予定)	

※審議状況によって、日程を変更する場合があります。